

尾張旭市教育委員会（9月）定例会次第

日時 令和3年9月15日（水）

午後2時

場所 市役所3階 講堂（2）

1 開会のあいさつ

2 前回会議録の承認について

3 報告

別紙のとおり

4 付議事件

なし

5 その他

6 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和3年10月6日（水）午後2時

場所 市役所3階 講堂（2）

尾張旭市教育委員会

(令和3年8月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（8月）定例会会議録

1 日 時 令和3年8月11日（水） 午後2時00分

2 場 所 市役所2階 201会議室

3 出席者 教育長 河村 晋
委員 山本 真依子
委員 堀 祐子
委員 伊藤 智成
委員 松尾 功

4 出席職員 教育部長 三浦 明
管理指導主事 伊藤 彰浩
教育政策課長 田島 祥三
学校給食センター所長 松原 友雄
生涯学習課長 坂田 みどり
図書館長 三浦 明美
文化スポーツ課長 加藤 剛
指導主事 松原 幸平
学校教育課長補佐 大和 弘明
教育政策課係長 中川 暢顕
教育政策課副主幹 稲生 さより

5 傍聴者 1名

6 会議に付した事件

- (1) 協議第2号 コミュニティセンター宮浦会館の移管について
- (2) 第18号議案 令和3年度一般会計補正予算（9月）に関する意見の申出について
- (3) 第19号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

| | 開 会 午後2時00分 |
|-------|--|
| 教 育 長 | 本日の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから8月定例教育委員会を開催します。 |
| | <p>さて、7月23日から8月8日までの17日間に渡りまして開催されました第32回オリンピック競技大会も、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け1年間延長しての開催でしたが、無事終了することができました。開催まで様々な課題が言われていましたが、多くの選手の活躍などにより感動された方も多くみえたでしょう。報道では開催する前より、開催後のアンケートの方が、開催して良かったと思う方の割合も多かったようです。引き続きパラリンピックも開催されます。選手の活躍を応援していきたいと思います。</p> |
| | <p>こうした中、新型コロナウイルス感染症は、目まぐるしい勢いで感染者数も増加しています。愛知県のみん延防止等重点措置により、尾張旭市ではその対象地域に指定されています。特に、夏休みの期間中は家庭での感染が懸念されますので、注意を促していただきたいと思います。</p> |
| | <p>コロナ禍での夏休みも2回目となります。外出自粛が求められ、ストレスを抱えている方も多くみえるようで、児童生徒に至っては、この状況で2学期が始まると思うと、心配でなりません。既に夏休み前においても不登校者数の増加が著しく出ております。こうした状況も意識し、不登校へのさらなる対策も行っていただきたいと思います。</p> |
| | <p>それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、7月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。</p> |
| | (無しの声) |
| | <p>無いようですので、7月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は山本委員を指名しますので、後ほどお願いします。</p> |
| | 次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。 |

| | |
|---------|--|
| 管理指導主事 | (資料に基づき説明) |
| | ・学校の様子について |
| 教 育 長 | ただいまの報告に対しまして、ご意見・質問はございませんか。 |
| 教 育 長 | 旭中学校の生徒が全国大会に出場したと報告がありましたが、旭中学校には水泳部がありません。どこかに通っているのでしょうか。 |
| 管理指導主事 | スイミングスクールに通っています。所属は学校になるため、学校名で大会に参加しています。 |
| 教 育 長 | 大会に出場する時の引率ですが、顧問がない場合、誰が引率するのですか。 |
| 管理指導主事 | 今回に限ってですが、本人が通っているスイミングスクールは、学校の校長名で正式に依頼することで、スイミングスクールの先生が代わりに引率すると聞いています。普段であれば、教頭が引率します。 |
| 教 育 長 | 部活動の顧問であっても、土日の出勤、全国大会であれば宿泊も伴うこともあります。所属クラブの関係者が引率することが可能であれば、色々な大会に、子どもたちも参加しやすくなると思います。あらゆる機会に学校の引率について議論していただければと思いますので、よろしくをお願いします。 |
| | 他にご意見・ご質問はございませんか。 |
| | (無しの声) |
| | 無いようですので、次の報告をお願いします。 |
| 教育政策課長 | (資料に基づき説明) |
| | ・後援・推薦行事について |
| | ・保護者連絡システムの導入について |
| 教 育 長 | ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。 |
| 松 尾 委 員 | 保護者連絡システムは、スマートフォンのアプリと思うのですが、ダウンロード画面を調べてみると、使いにくいアプリなどと書かれた感想があるようです。ご存知でしょうか。 |
| 教育政策課長 | 感想の中に使いづらいと書かれたものがあることは承知しています。 |

| | |
|----------|--|
| | このシステムは複数社の中からプロポーザル審査を経て選定したものであり、近隣では、春日井市や常滑市で利用されています。 |
| 教 育 長 | 担当課として、使いづらいつい内容を把握しているということですが、どの辺りが使いづらいつい意見が出ていますか。 |
| 教育政策課長 | 通知がすぐに届かないという意見がみられます。端末の設定によるものなのか、システム側の問題なのか分からない部分もありますが、デモ環境で確認したところ、大きな不具合がないことを確認しています。 |
| 教 育 長 | 通知が届くのが遅くなつたり、緊急連絡が届いているか届いていないのか分からないということにならないよう確認していただき、対応を検討してください。 |
| | 他にご意見・ご質問はございませんか。 |
| | (無しの声) |
| | 無いようですので、次の報告をお願いします。 |
| 給食センター所長 | (資料に基づき説明) |
| | ・令和2年度学校給食の実績について |
| | ・令和3年度第1回尾張旭市学校給食運営委員会の結果について |
| 教 育 長 | ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。 |
| 伊 藤 委 員 | 1の令和2年度学校給食の実績についての2の学校給食実施状況についての中で、給食数の有償分と無償分があるのですが、この違いについて教えてください。 |
| 給食センター所長 | 有償分は通常どおり給食費をいただいた分で、無償分は通常夏休み期間に当たる7月と8月の14日分で給食費をいただかなかつた分となります。 |
| 伊 藤 委 員 | 3の令和2年度学校給食関係決算報告の中で、昨年度13万円ほど未収金があり、74,640円回収出来たと報告されましたが、その差額の約6万円はどうなつていますか。 |
| | また、合計の収入未済額45,542円は令和2年度の滞納分ということでしょうか。そうすると、差額の6万とこの45,542円の合計 |

| | |
|----------|--|
| | 約10万が収入未済額ということによろしいでしょうか。 |
| 給食センター所長 | 令和元年度の収入未済額は、ここには記載がありませんが約13万円ありまして、令和2年度に74,640円納付がありました。現在の累計の滞納額は、古い分も含め約28万円となります。 |
| | 収入未済額の45,542円は、令和2年度中の給食費の滞納分で令和3年度に繰り越した分となります。 |
| 伊藤委員 | 令和3年度には、元年度までの収入未済額28万円に45,542円が足され約33万円が収入未済額ということでしょうか。 |
| 給食センター所長 | 概ねそうです。 |
| 伊藤委員 | 過去の収入未済額33万円は、どう処理するのでしょうか。どこかで清算するのでしょうか。回収できないと収入未済額が増えてしまいますがどう処理するのでしょうか。 |
| 給食センター所長 | 滞納のある方は、児童手当を利用して分納誓約させていただいています。分納誓約をしても、約束どおり支払いいただける方ばかりでないので、何度か催促して滞納が減るように接触を図るようにしています。予算上では、滞納繰越として計上していません。 |
| 伊藤委員 | 市の税金とは違うのでなんとも言えませんが、固定資産税などは何年か滞納すると財産などを差押えられてしまいますが、保護者の給料の差押えまで考えているのか、それともお願いして払ってもらえたら良いという考え方なのでしょうか。 |
| 給食センター所長 | 現在児童手当は、通常保護者の方の口座へ振込をするのですが、滞納がある方は、現金支払いをしていただいてその受け取りの際に分納誓約のお願いをさせていただいています。法律上は、保護者の同意を得れば児童手当を直接給食費に振込が可能で、他の市町村では実際直接振込している所がありますが、尾張旭市ではまだ直接振込はしていません。 |
| 伊藤委員 | 接触して対応していただくのは良いと思いますが、今の徴収の方法が良いのでしょうか。支払う見込みが無いなら市で補てんして清算しないと、滞納している方に対応する職員の人件費などに影響するので、どこ |

| | |
|----------|--|
| | まで踏み込んで徴収するか、いつまで徴収するかを市で取り決めをして 清算するなど考えて良いのではないかと思います。 |
| 給食センター所長 | あまりにも誠意が見られない方には、強制的な徴収の方法について検 討することも課題と考えています。 |
| 山本委員 | 滞納の件数は、児童・生徒の数ですか、それとも世帯の数ですか。 |
| 給食センター所長 | 説明が不足していました。2世帯、2件となります。 |
| 教育長 | 給食費が今後市の直接徴収に変わってくるので、未収部分についてど のように徴収していくのか、管理をどうしていくのかを分かるようにし ていただきたいと思います。 |
| | 他にご意見・ご質問はございませんか。 |
| | (無しの声) |
| | 無いようですので、次の報告をお願いします。 |
| 生涯学習課長 | (資料に基づき説明) |
| | ・令和3年度第1回社会教育委員会の結果について |
| | ・令和3年度第1回公民館運営審議会の結果について |
| 教育長 | ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。 |
| 教育長 | 各種会議の実施結果について報告をいただいておりますが、表題から内 容が把握しにくいです。報告に合わせて社会教育委員会の資料を提出し ていただけたらより分かりやすいと思うのでよろしくをお願いします。 |
| | 他にご意見・ご質問はございませんか。 |
| | (無しの声) |
| | 無いようですので、報告については終了いたします。次に次第の4付 議事件に入ります。 |
| | 「協議第2号 コミュニティセンター宮浦会館の移管について」審議し ます。事務局から説明をお願いします。 |
| 生涯学習課長 | (資料に基づき説明) |
| | ・協議第2号 コミュニティセンター宮浦会館の移管について |
| 教育長 | ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等があり |

| | |
|--------|--|
| | ましたらお願いします。 |
| 伊藤委員 | <p>基本的には、移管には賛成です。現在の利用状況から考えたら、社会教育施設として利用するのが良いと思います。私もこの施設を2、3年前に使用したことがあるのですが、施設が古いので改修や耐震を含め予算を取り移管して欲しいと思っています。担当が一人か二人しかいないので、人員配置も公民館と同等の扱いにして欲しいと思います。特に稲葉地区の方には思い入れのある会館なので、廃止は市民の方からご理解いただけないと思います。</p> |
| 堀委員 | <p>旭小学校と宮浦会館が少し離れていますので、講座が上手く開催出来るか気になっていましたが、宮浦会館の講座に何度か参加させていただき、味噌作りやしめ縄作り、音楽などで楽しんでいて和気あいあいとした雰囲気を感じましたので、これが旭小学校区の地区公民館を担う施設になるというのは、地域の方に親しんでいただけたらと思うので、賛成です。</p> |
| 教育長 | <p>色々な説明の中で設置年度が古いということで、施設が痛みかけている感じがします。施設に不備があるといけないので、できれば改修や耐震の予定、実施の確認をした上で移管をしていただきたいと思います。また、社会教育施設として受入れるということで協議が進んでいますが、社会教育施設の中のどういった施設、他の地区は公民館という位置付けですが、宮浦会館は、どういう位置付けと考えていますか。</p> |
| 生涯学習課長 | <p>宮浦会館は、地区公民館よりも規模が小さく、また、設備等も少し独特の所がありますので、公民館類似施設とするのか、社会教育施設とするのか、今後、名称等の変更も含めて検討していきたいと考えています。</p> |
| 教育長 | <p>結論的には社会教育施設ですので、公民館とほぼ同様の事業内容を実施するものと思いますが、どこに軸足を置くかで施設のあり方も変わってくるものと思います。しっかり検討していただき、位置付けなども考えていただきたいと思います。委員の皆様は基本的に賛成ということでよろしいでしょうか。他にご意見・ご質問はございませんか。</p> |

| | |
|----------|--|
| | (無しの声) |
| | 無いようですので、「協議第2号 コミュニティセンター宮浦会館の移管について」は原案どおり可決してよろしいですか。 |
| | (全員異議なく原案どおり可決) |
| | 次に「第18号議案 令和3年度一般会計補正予算(9月)に関する意見の申出について」審議します。事務局から説明をお願いします。 |
| 教 育 部 長 | (資料に基づき説明) |
| | ・第18号議案 令和3年度一般会計補正予算(9月)に関する意見の申出について |
| 教 育 長 | ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。 |
| 伊 藤 委 員 | 不登校対策で非常勤講師を置かれるということで予算を組んでいただいているのですが、どれくらい不登校の児童・生徒が増えているのでしょうか。 |
| 管理指導主事 | 令和2年度末で小学校と中学校併せて138人です。出現率から見ると、これまで愛知県平均、全国平均、尾張旭市の順となっていましたが、近年、全国並みの水準に近づいてきている状況です。 |
| 教 育 長 | 色々な修繕があったと思いますが、すぐにしなくてはならない修繕、給食センター生ごみ処理機修繕と文化会館のホールの照明の調光卓の修繕は、既に実施しましたか。優先度の高いこれらの修繕を実施し、当初予定していた既存の修繕を後回しにしたということでしょうか。 |
| 給食センター所長 | 生ごみ処理機の修繕は既に終了しております。当初の予算を使用したため、元々予定していた修繕を今回増額させていただきました。 |
| 文化スポーツ課長 | 文化会館の調光卓の修繕につきましては、すでに不具合が出た箇所については対応済ですが、同様の不具合が生じる恐れのある箇所の修繕対応をするため、今回150万円計上させていただきました。 |
| 堀 委 員 | 調光卓の耐用年数はどのくらいですか。 |
| 文化スポーツ課長 | 明確な耐用年数は示されておりませんが、開館時から交換していませ |

| | |
|--------|---|
| | <p>るので、約40年使用しています。部品の供給が難しくなってきましたので、予防的な修繕の対応をするため予算を計上しました。</p> |
| 教 育 長 | <p>説明の中で、旭小学校の校舎の増築工事は既存部分の改修に不足を生じたとありますが、既存部分の改修の変更内容を教えていただけますか。</p> |
| 教育政策課長 | <p>増築工事につきましては、増築の校舎の工事を先に着工していますが、今後既設校舎の特別教室を普通教室に改修する工事を実施する予定です。増築校舎の工事につきまして設計を見直しましたので、既設校舎の工事が増えるということではありませんが、併せて1千万円の追加が必要になったということになります。</p> |
| 教 育 長 | <p>基本的には、増築部分が増えたということによろしいですか。既設部分両方とも増えていますか。</p> |
| 教育政策課長 | <p>既設部分と両方ともに設計を見直して増えています。</p> |
| 教 育 長 | <p>なぜ、予算が不足したのですか。</p> |
| 教育政策課長 | <p>増築工事につきましては、当初の入札で一度不調になっておりまして、そこで設計の見直しをしました。建築資材の値上がり等を反映させた形で見直しをしたため、予算が不足したものです。</p> |
| 教 育 長 | <p>旭小学校だけが予算が増えていて、西中学校の増築工事も不足しますか。</p> |
| 教育政策課長 | <p>西中学校は、不足していません。</p> |
| 教 育 長 | <p>不登校対策に危機感を感じながら対応していくということになりますが、ここで職員の配置の拡充、相談員の配置の拡充を具体的にどの様に拡充されたのでしょうか。</p> |
| 管理指導主事 | <p>明細書3ページにある会計年度任用職員については、小学校では、不登校にならないようにするためには、学校に慣れる、学習に遅れないということが必要なので、支援教諭の先生の巡回日数を3日に1回を2日に1回に増やしました。中学校で不登校にならないようにするためには、子どもに寄り添えるようにということで、養護教諭の免許を持った教員を各中学校に配置しようと考えています。スクールソーシャルワーカー</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>については中学校区で3名いますが、日数を1人当たり88日を12日増やし1人当たり100日としました。心のアドバイザーについては、全体で162日を35日増やし197日としました。</p> |
| 教 育 長 | <p>小学校では、3日に1回を2日に1回の訪問で日数を拡充している。中学校は新たに学区に1名ずつ配置する。スクールソーシャルワーカーは100日なので、2日に1回、心のアドバイザーは、約200日なのでほぼ毎日1か所で行っているということによろしいですね。しっかり活用していただき、不登校の対応をしていただきたいと思います。</p> <p>他にご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(無しの声)</p> <p>無いようですので、「第18号議案 令和3年度一般会計補正予算(9月)に関する意見の申出について」は原案どおり可決してよろしいですか。</p> <p>(全員異議なく原案どおり可決)</p> <p>次に「第19号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」審議します。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 教育政策課長 | <p>(資料に基づき説明)</p> <p>・第19号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について</p> |
| 教 育 長 | <p>ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> |
| 教 育 長 | <p>点検及び評価については、市議会と市民にどのような形で報告、公表されますか。</p> |
| 教育政策課長 | <p>市議会には、紙で印刷したものを配布します。市民には、ホームページで閲覧できるように掲載します。</p> |
| 教 育 長 | <p>様々な有識者の方からご意見をいただいているので、いただいた意見に対してどのような形で取り組んでいくかということを見直しながら事業をしていただく必要があると思うので、市民に分かりやすい形で考え</p> |

9月定例教育委員会報告

9月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和3年9月15日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

報告事項一覧

| 機 関 等 | 件 名 |
|-----------------|--|
| 教 育 部 長 | 1 9月議会について 2 新型コロナウイルス感染症対策について（資料当日配布） |
| 管 理 指 導 主 事 | 1 市内中学校におけるワクチン接種の有無を挙手させた件について（資料当日配布） 2 9月校長会議等について（資料当日配布） |
| 教 育 政 策 課 | 1 後援・推薦行事について |
| 学 校 教 育 課 | 1 尾張旭市小中学校食物アレルギー対応検討会議について（資料当日配布） |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー | 1 就学時食物アレルギー対応説明会の開催について |
| 生 涯 学 習 課 | |
| 図 書 館 | 1 令和3年度第1回尾張旭市立図書館協議会の結果について |
| 文 化 ス ポ ー ツ 課 | |
| 全 課 | |

1 9月議会について

一般質問

答弁

【質問者】 安田 吉宏〔令和あさひ〕

【質問事項】 3 警固祭について

(1) 本市の市民祭警固隊の意義について

【教育部長答弁】

5年に一度開催される市民祭警固は、市内各地区から馬の塔・棒の手隊・鉄砲隊で構成された総勢1,000人を超える警固隊が隊列を組んで一堂に会し、標具（だし）で飾られた馬の駆け込みや、尾張旭市の棒の手の全5流派の演技、火縄銃の発砲が勇壮に繰り上げられる本市最大の伝統文化行事です。

また、先人たちが大切に守り続けてきた伝統文化を、普段目にするものがない方にも広く知っていただくことができる貴重な機会でもあります。

警固を通じて、本市に古くから伝わる伝統文化を、市を挙げて盛り上げることで、次世代への継承を図るとともに、より多くの市民の方に身近に感じていただくことが市民祭警固の意義と考えております。

(2) 中止になったことによる影響について

【教育部長答弁】

市民祭警固の中止により、各地区の警固隊が一堂に会し、多くの方に本市の伝統文化を知っていただくことのできる、5年に一度の貴重な機会がなくなることは、警固に参加する棒の手や馬の塔などの保存会にとって、最大の啓発機会を失うこととなります。

また、保存会の多くは、警固などの行事に合わせて参加者を募り、後継者の育成を図るとともに、衣装や道具の修理や更新などを行っているため、市民祭警固の中止により、無形民俗文化財の保護、後継者育成に支障をきたす等の影響が出てくるのではと懸念しております。

(3) 今後の取組について

【教育部長答弁】

新型コロナウイルスの感染状況は刻々と変化しており、以前のように多くの人が集まる形で実施できるかどうかを含め、今後の予測が難しい状況にあります。

このため、現時点では、市民祭警固を来年度に繰り越して開催することは考えておりませんが、市としては、新たな披露・発表等の場を設けることを検討する等、引き続き、保存会の活動、後継者育成を積極的に支援していきたいと考えております。

なお、コロナ禍において様々な行事が中止となり、披露や発表の場が少なくなっていることから、本市の伝統文化を知っていただくことのできる機会を増やすために、市ホームページで過去の警固の様子を紹介することや、市役所ロビーでのパネル展示等により周知啓発を図ることを予定しております。

【質問者】 芦原 美佳子〔公明党尾張旭市議団〕

【質問事項】 3 子どもの権利を大切にすまちに

(3) 子どもの権利に関する学校教育について

ア 児童生徒に対して

【教育長答弁】

子どもたちは、生まれながら人として生きていくために様々な権利を与えられているものであります。学校では自分の権利の大切さだけでなく他人にも同様にある権利の大切さを認め、互いの立場を理解する中で自己の生き方について考えを深める指導をして

おります。こうしたことは、横断的に実施することが大切であり、その中心は道徳教育として実施しています。

その中でいくつかの例を申し上げますと、人権教育では、人権擁護委員の方々の協力による人権教室などの開催、小学校においては、先ほどの答弁でもありましたように、4年生においてCAPプログラムの実施、また、福祉実践教室や認知症サポーター養成講座なども実施し、障がい者や高齢者への理解を深め、思いやりの心を育てています。

【質問者】 櫻井 直樹〔市民クラブ〕

【質問事項】 1 教員の多忙化解消と部活動指導の関係について

(1) 部活動顧問の負担軽減について

【教育長答弁】

本市では、部活動に対しては部活動外部講師を配置し専門的な指導ができるよう支援してきました。これに加え、教員の多忙化解消策の一つとして部活動指導員の配置も拡大してきたところでございます。

今年度は、部活動指導員を中学校に合計1,930時間の7名を配置しております。種目については、剣道、弓道、野球、バレーボールなど、各校から要請があった種目に配置しております。

また、部活動外部講師の配置では、小学校では合計で300時間の8名を配置しており、トランペット鼓隊の講師を中心に、各校で活用しております。中学校では、各校の実情にあった配当をしていくため、事前に調査を行い、3中学校合計で1,400時間の16名を配置しております。

これ以外には、トランペット鼓隊・吹奏楽の指導については特に専門的な指導も必要とされ、外部講師を希望する学校には、小学校には年間2回、中学校には年間4回を限度に、専門業者に派遣していただいております。

(2) 小学校部活動の民間委託について

【教育長答弁】

議員が言われますように、部活動は、中学校では学習指導要領に明記されていますが、小学校では明記されておられません。そのため小学校の部活動を教員の業務から切り離す方向性があり、最近では、小学校の部活動を民間委託したり廃止したりするといった動きも見られます。

しかしながら、本市では部活動への児童や保護者の思いや、教育上の効果も大きいことから、これまでも部活動を実施してきております。こうしたことから、本市では、教員から部活動の業務を切り離しても教育上の効果を継続できるような仕組みを検討しているところでございます。

その中で、指導者の確保といった点で、まずは地域の人材や市の団体、市内の大学等の人材を活用していくことを目指しており、民間委託については現在のところ考えておりません。

(3) 部活動指導員、部活動外部講師の派遣拡充について

【教育長答弁】

部活動は、学校生活に及ぼす影響も大きく、指導については大変難しいところもあります。これまでも単に配置をするというだけでなく、指導者として適任であるかを判断したうえで採用し配置しております。配置にあたっては、各校の要望などを検討しながら配置をしてきたところでございます。

中学校の部活動においては、文部科学省では2023年までに、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することや、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることなども示唆しております。

本市としても、中学校における文部科学省の方針や小学校の部活動を教員の業務から切り離すという方向性のもと、部活動指導員や部活動外部講師についても拡充を検討していきたいと考えております。

【質問事項】 2 教員の多忙化解消と校務支援システムの関係について

(1) 校務支援システムについて

【教育長答弁】

現在、各小中学校に導入されている校務支援システムでは、教育活動に関わる様々な業務を一括管理で行うことができます。

例えば、指導要録と通知表、出席簿の連携など、単独で行うと業務負荷がそれぞれにかかるものでも、校務支援システムを活用してデータの共有を図ることで、利便性向上と業務の効率化を図ることにつながると考えており、業務量を削減することができております。

(2) 校務支援システムと教材資料等の共有化について

【教育長答弁】

校務支援システムは、学校での事務的な作業をシステム化し効率的に行っていくものであります。またGIGAスクール構想により導入されたタブレットでは、教師用タブレットから配信する課題や授業資料については、校内で共有できるシステムとなっております。

教員が作成した有用な資料等については、教員間で共有を図ることで、作成の業務を軽減することだけでなく、授業などのノウハウ等も伝えることができ、授業準備や業務の軽減につながると考えます。

また、資料の共有化ができると、職員会議のペーパーレス化にも繋がり、現在市内では、7校がペーパーレス化により職員会議を実施しています。

今後も校務支援システムを含めたICTの活用の推進を図ることで、効率的に業務をすすめる中で、子どもたちと向き合う時間を確保し、よりよい授業づくりなどを進めていきたいと考えております。

(3) 校務支援システムの課題と今後の改修方針について

【教育長答弁】

校務支援システムでは、成績表の作成ではよく課題としてあがります。学習指導要領の改定などにより教科の変更や観点別評価の方法など記載内容を修正するなど対応に時間を要することがあります。定例的で変化が少ないものはシステムとして固定し、作成することは容易であります。変化に対して弱いのがシステムでもあると思います。こうした点を含め常に学校が活用しやすい環境に整備していくことが大切であると考えております。

また、2学期以降に保護者連絡アプリとの連携もし、児童生徒の出欠席を反映し、事務処理ができるように進めていきたいと考えております。

今後も校務支援システムのさらなる効果的な活用をすすめ、教員の多忙化解消に努めてまいりたいと考えております。

【質問者】 秋田 さとし〔令和あさひ〕

【質問事項】 2 「子どもの命を守る」ための道路交通環境の整備について

(1) 小学生の通学路について

ア 通学団について

【教育部長答弁】

通学団につきましては、児童の安全面を考えて、一定の人数で構成しております。

その人数につきましては、学校の規模や地域の児童数等によって変わります。このため、5名程度の通学団もあれば、20名程度の通学団もあります。

【質問者】 丸山 幸子〔公明党尾張旭市議団〕

【質問事項】 1 女性の生理による負担軽減について

(1) 小中学校における生理用品設置の現状について

【教育長答弁】

小中学校における生理用品設置の現状につきましては、本年4月に公明党尾張旭市議団からの要望を受け検討した結果、新型コロナウイルスの影響で経済的に困窮する小中学生を支援するため、5月から生理用品の無償配布を開始しております。

具体的には、小中学校の保健室に生理用品を常備し、申し出のあった児童生徒に配布しており、保健室で配布している旨を女子トイレにポスターを掲示して周知しております。また、配布の際には、申し出にくい児童生徒に配慮するため、ポスターを指し示すだけで配布できるようにするとともに、個別に事情を聞くことはせず、気軽に利用できる取り組みとしております。

なお、各学校でより使いやすい取り組みとなるよう、実践例や意見を共有し、工夫して取り組みを進めるよう、周知を図ったところです。

(2) 小中学校の女子個室トイレへの生理用品設置について

【教育長答弁】

本事業は、新型コロナウイルスの影響で経済的に困窮する小中学生を支援するため開始したものであり、必要とする児童生徒に生理用品を届けられるよう保健室で配布しているものでございます。

各学校では、養護教諭を中心に様々な取り組みを進めており、その一例としましては、保健室に入ってすぐの小スペースに生理用品を用意し、カーテンで見えないようにしている例や、多目的トイレに常時設置し、保健室が不在の時に自由に持って行くことができるようにしている例など、より使いやすい事業となるよう工夫し、配布を進めております。

女子個室トイレへの設置につきましては、設置場所の確保、衛生面、補充についての課題などもあると考えております。また、本事業は、緊急の新型コロナウイルス対策として、今年度中の事業として進めておりますが、今後の取り組みについても、様々な状況等を検討して考えてまいります。

2 新型コロナウイルス感染症対策について

愛知県に緊急事態宣言が発出されたことを受け、下記のとおり対応

〈緊急事態宣言〉

実施期間：8月27日（金）から9月12日（日）まで

延長期間：9月13日（月）から9月30日（木）まで

1 全小中学校短縮授業

9月2日（木）から9月8日（水）まで 4時間授業、給食後下校

※9月9日（木）から、感染防止を一層徹底しながら通常の授業時間で実施

2 部活動

9月30日（木）まで中止

3 学校行事

9月30日（木）まで中止又は延期

4 学校体育施設開放事業

9月30日（木）まで中止

5 公共施設の利用中止

8月30日（月）から9月30日（木）まで

教育委員会施設（中央公民館、地区公民館、図書館、文化会館及び体育施設等）

受付業務は実施。

1 市内中学校におけるワクチン接種の有無を挙手させた件について

1 発生日時

8月17日(火)、8月23日(月)、9月1日(水)
学級活動や朝の短学活・健康観察時、部活動の活動時

2 関係した学校及び教員数

市内中学校で6名の教諭

3 内容

生徒に対し、新型コロナウイルスのワクチン接種を受けたかどうかを挙手させていたことが、保護者からの問い合わせにより分かった。

それぞれの教諭が生徒に新型コロナウイルス感染症拡大防止やワクチンの接種後の対応について話す際、ワクチン接種した者に挙手させていた。

4 事後の対応

- ・ 教育委員会として、公表した。
- ・ 当該中学校では、全保護者へ謝罪文書を配布した。
- ・ ワクチン接種に関して不安を感じる生徒へのフォローアップを継続する。
- ・ 全生徒に向け、ワクチン接種に関する留意点について再周知した。
- ・ 市内全教職員に対し、危機管理意識と再発防止の徹底を指導した。

2 9月校長会議等について

1 9月校長会議

(1) 教育長

- はじめに
 - ・ 2学期に向け、通常の準備に加え徹底したコロナ感染症対策を。
 - ・ 夏休み中、感染症・猛暑・局所豪雨等でストレスが蓄積している。
 - ・ オリンピック・パラリンピックでの多くの感動
ガイドランナーに感動 ⇒ 子どもたちの伴走者であってほしい。
- 新型コロナウイルス感染症対策
 - ・ 市の方針を示す。
 - ・ ICTを活用した家庭学習の計画・実施への準備が急務
- 自殺予防、不登校対策について
 - ・ 子どもたちの変化に素早い対応を。
 - ・ 学校が好き、家庭が好き、であれば楽しくやっていける。

(2) 教育部長

- 尾張旭市議会9月定例会について
- 新型コロナウイルス感染症に係る市の対策について
- ハラスメント防止研修について

(3) 管理指導主事

- リーダーのあり方について
- 児童生徒の様子との把握と指導について
- 勤務時間の適正な管理について
- 不祥事撲滅に向けて

2 学校の様子

- 感染症対策を徹底しながら教育活動が進められている。
- オンライン授業の実施に向けて各校で取り組みが進んでいる。
- 9月中に行われる学校行事はすべて延期または中止。10月に行われる学校行事も実施方法の見直しがされ、感染症対策を徹底して実施する予定である。
- 小学校は運動会の延期を決めた。実施方法を検討し、感染症対策を徹底して実施する予定である。
- 部活動については、すべての小中学校で9月中の活動を中止した。

1 後援・推薦行事について

令和3年度受付分

| No | 区分 | 催物名 | 会場 | 実施日 | 行事概要・趣旨 | 申請団体名等 |
|----|----|----------------------------------|--|--|--|--|
| 23 | 後援 | ヒューマン アカデミー ロボット教室 体験授業 | 尾張旭市文 化会館 | 令和3年9 月11日 (土) から 10月21 日(木) | ロボット・プログラミ ング教育への認知向上 に貢献し理系人材育成 を促進する。 | ヒューマン アカデミー 株式会社 マネージャ ー 沼 夏樹 |
| 24 | 後援 | 美祭 | B'Sアモー ル尾張旭 | 令和3年9 月23日 (木) | 美容師の仕事を子ども 達に伝え、実際に体験 してもらい、美容師の 仕事に関心、興味を持 ってもらうことを目的 とする。 | B'Sアモール 尾張旭 代表 末吉 誠也 |
| 25 | 後援 | 私立中学高 校進学相談 会 | 尾張旭市中 央公民館、 渋川福祉セ ンター、ス カイワード あさひ | 令和3年9 月23日 (木)、10 月3日 (日)、1 月14日 (日) | 中学生・父母を対象に 私立中学高校への進学 の相談にのることで、 進路決定の一助にす る。 | 私学をよく する愛知父 母懇談会尾 張旭ブロッ ク 教員代表 紺野 一弘 |

許可件数3件(後援3件)

新規団体は番号に下線

1 尾張旭市小中学校食物アレルギー対応検討会議について

1 目的

尾張旭市立小中学校における食物アレルギーのある児童及び生徒の健康な生活と健やかな成長を目的に、食物アレルギー対応について検討するため。

2 所掌事務

- (1) 食物アレルギー対応の基本方針に関すること。
- (2) 食物アレルギー対応のマニュアルに関すること。

3 会議（予定）

年2回程度

4 委員

| | |
|-----------|--------|
| 学識経験者 | 医師 |
| 尾張旭市立小中学校 | 校長代表 |
| 教育委員会 | 管理指導主事 |
| 教育政策課 | 課長 |
| 学校給食センター | 所長 |
| 消防署 | 消防署長 |

※ 具体的な内容は、別に設置する作業部会で検討します。

1 就学時食物アレルギー対応説明会の開催について

1 開催日時

令和3年11月19日（金） 午後3時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

尾張旭市学校給食センター 2階 食育指導室

3 目的

学校における食物アレルギー事故を防止し、食物アレルギーのある児童が学校生活を安全・安心に過ごせるよう、学校給食センター及び学校の対応方法を説明することにより、就学後に提供するアレルギー対応給食の取組に協力を促すとともに、保護者の理解を図る。

4 対象者（全てに当てはまる保護者）

- (1) 児童が令和4年4月から小学校に入学する。
- (2) 児童に食物アレルギーがあり、医療機関を受診している。
- (3) 児童に卵と乳のアレルギー対応給食の提供を希望する。

5 開催案内の通知方法

教育委員会（学校教育課）が令和3年9月1日に発送した、就学時健康診断のお知らせに同封

6 参加申込日及び申込先

各小学校の就学時健康診断日（10月12日～11月12日）に受付へ

7 アレルギー対応給食の提供者数の推移

（基準日：平成22年度9月1日、平成23～30年度6月1日、令和元～3年度5月1日現在）

<>内は新小学校1年生

単位：人

| 年 度 | 平成 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和 1 | 2 | 3 |
|----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| 人 数 | 23 <8> | 24 <5> | 27 <5> | 39 <11> | 41 <9> | 42 <10> | 43 <9> | 56 <15> | 59 <11> | 60 <8> | 69 <14> | 80 <20> |
| 前年度 比 | — | +1 | +3 | +12 | +2 | +1 | +1 | +13 | +3 | +1 | +9 | +11 |

1 令和3年度第1回尾張旭市立図書館協議会の結果について

1 開催日時

令和3年8月25日（水）午後3時30分～4時30分

2 開催場所

尾張旭市立図書館 2階 視聴覚室

3 議題等

(1) 報告事項

ア 会長・副会長の選出について

互選により選出

会長 速水一美委員（旭丘小学校長）

副会長 松下奈美子委員（名古屋産業大学准教授）

イ 新型コロナウイルス感染防止対策の取組について

・市内各学校、及び地域の各団体での取組について、委員から報告があり、情報共有が図られた。

ウ 尾張旭市子ども読書活動推進計画（改訂版）の見直しについて

(2) 議題

ア 令和2年度事業実施結果について

イ 令和3年度事業実施状況及び計画について

(3) その他

今後の予定について

